

第九十二回帝國議會 皇室典範案委員會會議錄(速記) 第三回

付託議案
皇室典範案(政府提出)

昭和二十一年十二月九日(月曜日)午前
十時四十二分開議

出席委員

委員長 樋貝 詮三君

理事北浦圭太郎君 理事小島 徹三君

理事吉田 安君 理事菊池養之輔君

理事酒井 俊雄君

井上 卓一君 稻葉 道意君

田中 善四君 竹内 茂代君

殿田 孝次君 馬越 晃君

池村平太郎君 津島 文治君

菅文 憲君 星 一君

長尾 達生君 新妻 イト君

森山 ヨネ君 及川 規君

井伊 誠一君 松本 七郎君

島田 晋作君 森 三樹二君

武藤運十郎君 川野 芳滿君

今井 耕君 井上 越君

越原 是君 野本 品吉君

久芳庄二郎君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 男爵 幣原喜重郎君

國務大臣 金森德次郎君

出席政府委員

法制局長 佐藤 達夫君

法制局事務官 井手 成三君

本日の會議に付した議案

皇室典範案(政府提出)

○樋貝委員長

それではこれより會議

を開きます、これより質疑に入るの

であります、委員長より總括いたしま

して資料の提出を政府に要求いたしま

す

第一には皇統譜の略式なものを御提

出願したいと思ひます

第二に新皇室典範に 皇位繼承一

覽圖というようなものをつくつて御提

出願いたします

第三には御陵墓の表をお願いします

第四には外國立法例、ドイツの古い

の、オランダその他御調査のできる限

りにおきまして、外國立法例をお出し

願いたいと思ひます

これから質疑に入ります、質疑者は

發言席でお願いいたしたいと思ひま

す、殿田孝次君

○殿田委員 私には本日私の所屬してい

る所の日本自由黨の代表という意味で

はなしに、一議員としてその職責を盡

くす意味において、自由な質疑をこれ

から試みたいと思つております

今回政府が提出しました所の、この

皇室典範案を見ますと、その全巻を通

じて最も強く感ずるところは、封建的な

臭味が非常に横溢しているところとい

うこと、また保守性や反動性が到る處露骨

に現われているといふことでありま

す、元來皇室典範は、専ら皇室に關す

る事項を規定するものであります、が

故に、これは皇室に關する事項を規定

しているものでありますけれども、し

しながら、これは決して單なる皇室

内部の家法ではない、その効力は廣く

國家國民を拘束するものだと私は信じ

ます、また金森國務大臣の説明により

ますと、現行皇室典範は憲法とともに

並立して、いわゆる國法の重要な法源

をなすものである。いわゆる憲法と同

じものであるという説明でありました

が、今度の改正典範案は憲法の下にお

ける法律であつていば憲法の傘の中

にできる所の法律であると言われたの

であります、その意味においても、

憲法の條項と、憲法に取り入れられた

權利と相反してはならないものと私

は考えます、またそれと同時に、他の

法律、すなわち司法上の原則とも合致

するようにつくられなければならない

と考へるのであります、しかるにこの典

範案を見ますと、新憲法や司法上の權

利に反する規定を、到處に發見する

ことができるのであります、五日の本

會議で同僚諸君が指摘せられた所も、

多くはこの點であつたろうと思ひま

す、一つ例を挙げました、天皇は自

由意思で退位できないというところが

指摘されましたが、それと同じよう

に、その自由意思によつて皇位繼承を

拒否することはできない、また第二番

目に、皇太子及び皇太孫も同様であつ

て、その自由意思によつて皇太子や皇

太孫たる身分の取得を拒否したり、或

は途中において辭退することができな

い、また攝政は、その順位に當り、しか

もその條件を満たしてゐる場合に、そ

の就任を拒絶したり、或は途中におい

て辭退することはできない。また天皇

及び皇族は自由意思によつて結婚がで

きない、それと同時にまた離婚もでき

ない、第五番目に天皇及び皇族は養子

をすることはできないこれは全部新憲

法によつて保障された所の、人間の基

本的な人權に對する極端な制限であると

私は考えます、また皇太子及び皇太孫

は十八年でもつて成年となるという規

定であります、或は胎中皇子に對して

は皇位の繼承權は認められていない、

また庶出の子孫は天皇となることので

きないばかりでなく、皇族ともなり得

ない、これらの條項は、全部民法上認

められてゐる所の原則に對する例外規

定であります、一般國民と非常に差

別待遇されるものであります

またこの皇室典範によりますと、男

女の性的差別が非常に極端に現われて

おります、まず第一に、皇位の繼承には

女系の子孫は一切排除されてゐる、そ

れから女帝が認められていない、皇族

女子は天皇及び皇族以外の者と結婚し

たる時には、皇族の身分を離れなければ

ならない、しかもまた結婚した場合

といへども、離婚した場合にまた身

分を離れなければならない、或はその

配偶を失つた場合には、當然皇族たる

地位を離れなければならないという規

定を設けてあります

また最後に皇室會議というものは非

公開であつて、しかも一審終審であ

り、控訴する途もなければ、彈劾する

方法も開かれていない。かういふふう

にちよと擧げて來ても、どうも民主

主義の原理に反し、憲法司法上の原

理と非常に相矛盾した點が澤山あると

思ふのであります、私といたしまして

は、國家の象徵たる天皇の身分につい

ては、或る程度の例外規定があつても

またやむを得ないと思ふのであります

が、自然たる天皇、すなわち人間天

皇や、人間皇族に對して、その身分の上

について差別待遇をなすという必要

は、毫もないだらうと私は考えます

かゝる前提の下に私は一言金森國務

大臣にお尋ねしたいのは、この皇室典

範案は憲法の下にでき上つてゐる法律

であります、この皇室典範と憲法と

が相矛盾した場合に、どういふこと

になりますか、私は昨日の朝日新聞に

よつて讀んだのであります、三笠宮

様の批評を試みられてゐる、その中、皇

室會議の結果配偶者をきめられた場合

に、皇族が妻となられる方に非常に不

満をもち、どうしても兩性の意思の合

致できないというふうな場合には、憲

法違反として最高裁判所に訴えること

ができるかどうかというふうな疑問を

話されてゐる記事を読みました、私

は勿論憲法第二條によつてきめられた

皇室典範、憲法の例外規定として、そ

ういふ規定が皇室典範にあつても決し

て矛盾しない、法律の上からは決して

矛盾しないものであつて、もしもこ

の皇室典範によつてでき上つた婚姻と

いふものが憲法と矛盾してゐても、

それは最高裁判所に訴えて出るといふ

ことはできないし、或は訴えて出

ても、これは効力がないものではないか

というふうな考へるのであります、

その點どういふふうにお考えですか、

政府の所見を承りたいと思ひます

また先程申し述べたいのの問題

の中には、民法の相續法に關する規定と非常に矛盾しているものがある、また民法の行爲能力、この條項にも違反してゐる點が澤山あるのであります、民法と皇室典範とがお互いに矛盾してゐる場合に、これが競合した場合に、はたしてどちらを重しとし、どちらを輕しとするかというふうな點について、同じ憲法の傘の下における法律としての地位をお伺いしたいと思ひます、次ぎに吉田總理大臣にお尋ねしたかつたのでありますけれども、本日は吉田總理大臣所用のために出席されませんでしたので、代つて幣原國務大臣にお尋ねしたいのであります、さういふふうな點に、今度の皇室典範は、民主主義の原理に反して、或は憲法の條項や、私法上の原則に非常な矛盾した點が多々あるものであります、これらの點について金澤國務大臣は一日この席上で、憲法の改正は大いにやつた、しかしながら皇室典範は一部分の改正に止まつた、それは皇位の尊嚴を保持するためである、皇位の傳統性を重んずるためであるといふことを強調されました、しかしながら私は皇位の尊嚴を保つためには、それがために民主主義の原理を大いに注入しなければならぬと思ひます、民主主義の原理と皇位の尊嚴とは決して矛盾するものじやないと私は考へております、また從來の傳統でも憲法において變えた、大改正を行つたと同じように、皇室典範においてもその趣旨に則つて大いに改正することが、眞の意味において皇室の傳統を活かすことになるだらうと思ひますが、この點について幣原國務大臣の御意見を伺ひたいと思ひますまたもう一つ昨日の新聞に

よりますと、三笠宮様は今度の典範案に對していろいろ疑義をもつておられるやうな口吻が掲載されておつたのであります、しかもこれでは何かしらあきたらないといふやうな感じを私は受けたのであります、政府においてこの皇室典範案を作るに際しまして、眞に天皇或は皇族方の意見を十分取り入れられたかどうか、東條内閣の當時においては、陛下の思召が國民に傳わらなかつた、その間に軍閥や官僚がおいておつたといふ事實が多々あつたのであります、今度の皇室典範の場合に、陛下に非常に畏れ多いことであるかどうか、一應の御意見を聽かれないかと思ひ、この答辯は非常にむづかしいと思ひ、しかしながら、さういふ點について手續上の遺漏なきを期してあるかどうかといふことに對しまして、幣原國務大臣の御答辯をお願いしたいと思ひます、

○幣原國務大臣 私に御質問になりました點は、第一に皇室典範案といふものが、いかにも非民主的である、民主主義が徹底してないといふことである、詳しく法律上の議論は別問題にいたしまして、これは金澤國務大臣からお話しなさることと思ひますが、だいたいから見ますと、皇室典範といふものは從來法律ではなかつた、これが議會の議決を要するといふことになつたのは、これこそ大なる民主化の趣意に基づいたものと私は言へると思ひます、それから皇室典範といふものは、從來の運營を見ますと、皇族會議といふものと、それから樞密顧問といふものとが議にあつてゐるのであります、いはば皇室内

部の問題であるといふやうな色彩が濃厚であつた、今回は全く形を改めまして、これを議會の問題としてゐる、國家的機關たる皇室會議、こゝでもつて決定するといふことになつております、この皇室會議といふものが設けられるやうになつたことも、大なる民主化であると思ひます、單に皇族様とか、或は樞密顧問だけで、皇室内部のことをきめておつたといふやうな感じも捨て、新しい基礎から來てゐるのではありません、だいたいわねえ、さういふ點から封建主義であるとか、非民主主義であるとかいふことは、私は言へないと思ひます、民法その他の法律との抵觸の問題につきましては、金澤國務大臣からお話し下さることと思ひます、それから三笠宮様が、何か新聞に御意見を御發表になつたといふこととお話しになりましたが、實は私は昨日のその新聞を讀んでいないのでありますけれども、いずれにいたしまして、この典範案ができました時に、宮内省及び政府側がたび／＼寄り合つて、會合をして意見を交換して、この案ができたのであります、もとより陛下の御裁可を得ております、この案をつくるまでは、徹頭徹尾このなり行きを陛下に奏上して、さうして陛下の御裁可を得てゐるのであります、それ故にこれが陛下の御裁可も得ず、又政府と宮内省側と、或は皇族様達の連絡がついておらぬといふ御心配がありません、さういふことは決してありません、たゞ宮様方個人といひなつてゐるが、これはわれ／＼は詳しいことは存じません、いろ／＼のお考えもあるであらう、今日皇族様

であるからといつて、何も一定の解釋に拘泥される必要はないのでありますから、このほかに別のお考えをおもちになりますことはあり得ると思ひます、しかしながら新聞に出ました記事につきましては、正確であるか、不正確であるか、その點は私は存じておりません、詳しいことは金澤さんから御答辯下さることと思ひます、

○金澤國務大臣 私にお尋ねになりました點をお答え申し上げようと思ひますが、それより先だちまして、お尋ねのお言葉の中では、今度の皇室典範が依然として從前の保守的な性格を多分にもつてゐるという前提から仰せになつておられます、そのお言葉は或る意味において正しいと思ひます、しかし或る意味においては正しくないと思ひます、それは、天皇に關する多くの問題は、結局日本國民の間に、傳統的に發展しております思想の流れを追うて考へて行くよりほかに途がございません、つまり萬世一系の天皇を戴いておるといふことを自身が、日本の國民の心の中に流れておる一つの思想の現われと思ひますが、その萬世一系といふ意味自身も、どういふふうな流れて行くことが萬世一系であるかといふこと自身も、國民の基本觀念の中に流れておるものであります、故に、時代の進化に伴ひまして、個々の點はもとより補正しなければなりません、だいたいの思想の流れは、國民の間に流れてゐるものが根本的に變らない限り、それを踏襲して是正をして行くよりほかに途がございません、といふこと、現在の皇室典範が、明治の初めにおきまして相當封建的な遺物を拂ひ淨めてあつ

て、繼承の順位等につきましては純粹化されてゐる點が多いのであります、今回これを法律に移します時でも、實質は根本の思想に副つて考へて行きます限り、大きな變化を加へます餘地が非常に乏しいわけであり、そこで形が現行の制度を踏襲してゐるに近いことにならざるを得ない、心持は封建的なものを少しも受けておるといふことはございせん、今回の憲法で國民の間の兩性の平等といふやうな權、義等の關係におきましては、これはでき得る限り十分に工夫を用ひまして、皇位の繼承と攝政といふことと關係させまして、どうしてもつゞきなならぬのだけは特別なる途を設け、その他は一般の原則に従うといふふうな考へてゐる次第であります、たとへば胎中天皇のことにつきましては仰せになりましたが、これは皇位をお繼ぎになるという關係におきましては、皇位といふ一日も缺くことのできない事でありまして、現にまだお生れにならない方に皇位を認めますことは、これは非常に困る事情がありまして、御決裁を仰ぐといふ場合が起りましたも胎中天皇といふ考へではその道がうまくできません、それから長い間お生れになるのを待ち上げておりましたも、お生れになるのが男性の方であるか、女性の方であるかわからないといふことにならまして、それは非常に困るというやうな考慮から、從前の考へを踏襲してあります、しかし民法上の財産の相續の關係とかいふやうなことになりますと、これは別なことにあります、それは一般の法規によつて規律せらるゝことでありまして、即位といふことは關係がなくなる

きまして、この場合には十八歳の方に著想いたしまして、これらの國のいろいろな組織が相連して働きます場合には、十八歳でもよからうではないか、そうしてこれは舊來の慣習でもあり、またさきに申しましたような、攝政という、まことに例外な制度をできるだけ避けるようにするためにはやむを得ない、こういうふうな考えましたので、別に神權説とかなんとかいうようなことの嫌いは全然ございません、たゞいゝゝな社會的な多角形な事情を考へて、從前の形を踏襲したわけでありませう。

○殿田委員 次ぎに皇族の男女に關する性的差別の問題を一つお尋ねしたいと思ひます、勿論皇位繼承の範圍を、男系の男子と規定されたことに對しては、從來の歴史がはつきりさういふに規定してある、わが國の古來の傳統において、男系をもつて皇位の繼承者としたということは、例外なしに確立されておる原理である、また女帝を認めないという點も、男系の原理を採用しておる以上は、當然の歸著であるといふことに對しては、一應この問題はよいとしまして、それは國家の象徴たる天皇においてのみ限定されるべき問題であつて、天皇以外の皇族にまで適用されるというところは、どうしても容認できないことだと私は考えます、今度の典範案の十二條によると、皇族の男女について非常な差別的待遇があります、すなわち「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる」ということを、はつきり規定して、男の場合と女の場合と非常に差別待遇をしてある、また第十四條の第三項において、皇族

以外の女子で親王妃又は王妃となつた者がその夫と離婚した場合に皇族の身分を離れるとか、第十四條の第一項においては「皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる」というふうな規定してある、この一番最後の「その夫を失つたときは、その意思により」といふことを一應規定してありますけれども、この條文があるという、夫が亡くなつた場合には、自分の意思によつて一應皇族の身分を辭退しなければならぬように書いてあると私は考へるのであります、この點國務大臣はどういうふうな考へておられますか、私はさういふ行き方は古い、いわゆる女を蔑視した所の封建的な家族制度の遺物だと考へます、また人間よりも家を重んじた所の、封建的な遺風であると思へるのであります、この點いかなる御意見をおもちでありますか、一つ伺いたいと思ひます。

○金森國務大臣 この皇室典範が、女性の皇族の地位につきまして、男性の皇族の場合と幾分異なる規定をしておることは事實でございます、今御指摘になりましたやうな問題も、自然その一つの現われとして出ておるわけでありませう、これは非常にわからない問題で、澤山含んでおりますが故に、きわめて明白に私からお答え申し上げることは、力量の許さない所でありませう、これは私はばかりでなく、實際に説明のしにくい點を含んでおるのであります、問題の骨子は、結局日本の皇位繼承につきまして女帝を排除した理由如何といふことに根源があるわけでありまして、男系であるといふこと

にうきましては、過去百二十數代の間におきまして、一つの例外もなく男系を尊重されております、外國の例、たとえばイギリスの君主の地位の繼承等につきましては、必ずしも男系を基本としていないやうでありまして、かくのごとく國によつて考へ方が違ふといふことを、ほんとうに正確に説明いたしまして、何人にも一點の疑惑なからしむるというところは、實は今後の學問上の職責であらうと考へておりますけれども、なかゝこの問題は困難なる事柄であります、結局われわれの現段階の判斷をいたしましては、從來多

年行われておつた所の制度は、一應それを正しきものととして認めて、實際の實行をきめて行くよりほかにしようがない、さういふことになるわけでありませう、この憲法に基づきまして典範は男系主義を認めたわけでありませう、既

一括して、もう少し學問的に及び歴史的にはつきり考へて行きたいといふ考へをもつております、そこで今お尋ねになりましたやうな、一般の方面から來られたる親王妃及び王妃は、婚姻の解消によつて、その意思によつて民間にまた戻れることができるという規定の趣旨になつて來るのであります、これは御承知のごとく、皇族以外の女性が皇族におなりになり得る途は、婚姻關係であるといふことだけでございませう、既に婚姻關係によつて皇族と同じになるさうしてこの憲法下の制度として、皇族特有の一つの尊嚴を維持されたいのであります、これは婚姻を基礎としたてゝおりますが故に、もしその基礎たる婚姻の關係が根こそぎ取り除かれます場合には、皇族としての權威ある地位をおもちにならな

ないことが、自然の道理ではなからうかといふやうに考へられます、そこで自由意思によつて離婚をせられたといふ場合におきましては、基礎的關係がなくなるのでありますから、皇族でなく、おなりになるのが正當であるといふやうに考へます、しかしながら、その夫の死亡といふやうな事情によりまして、離婚ではなくて、その他のやむを得ざる事情によつて婚姻が解消になられた場合におきましては、皇族におなりになる基礎的關係は少しも壞れておりませう、婚姻によつて皇族におなりになつたといふことに對して、變化は行われていないと考へるのが、正しいのでありますから、それによつて臣籍といふますか、皇族外にお出になることがないといふのが一つの道理と見るとができるのであります、しかし實際には人間世界の複雑な感情とか、

或は社會生活に對するいゝゝな氣持とかいふ所から、皇族でありたいといふ考へをお好みにならない場面も起つて來ると思ひます、その時には自由意思によつて本來の皇族外の地位にお戻りになることがあつても、これを無理にお妨けする事由はないといふ趣旨から、さきに御指摘になりました典範の條文ができたのでありまして、決して積極的に皇族の範圍から離れることを豫想しておるやうな規定では全然ございませう。

○殿田委員 それでは現行皇室典範の八條においては、庶子の皇位繼承權を認めております、また皇族にもなり得ることとなつておりますが、改正典範案ではこれを全然認めていないのは、明らかに私は改悪だと考へます、庶出の子供をつくらぬやうにすることはまことに望ましいことでありませう、さうして庶出の子供をつくらぬ親は道徳的に指導するべきであるといふことは、はつきりしてゐるのでありますけれども、親のつくつた罪で子供が罰せられるといふのは、いかに不合理だと私は考へるのであります、憲法第十四條には、法の下に國民は全部平等であるといふ原則が定められた、特に門地差別待遇はされないと書いてあります、同じ風でも甲の門から出て來た者は皇族になることができる、乙の門から出て來た者は皇族になることができないといふのは、どう考へても非常な不都合であつて、人道上の問題としても相當大きな問題だらうと私は考へるのであります、この點について國務大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

考えまする時に、非常に實は苦慮した點でございます、この行き道を私の考へて御説明を申し上げますと、一體皇位の繼承について、最も望むべきものは萬世一系の御血筋が長く傳わるというものであらねばならぬ、この根本の原理を維持いたしますためには、外のことは幾分軽く見てもいいといふ考へが起り得るのであります、従つて庶出子も嫡出子もやはり必要な場合が――萬世一系を維持するという見地から申しますと、庶出子があつた方がむしろ安全感を與うといふ氣持は十分あると思ふのであります、恐らく現在までの皇室典範におきまして、庶出子にさうな取扱ひがございましたのは、基本としてその考へに基づいてゐるものと存じてゐるわけでありまして、しかし國民の間におきましての道義心の内容の變化といふものは、これは時代とともに發展して行くものであります、支那の古い時代におきましては、君主が結婚をせらるゝ時には、一つの皇位でたしか九人を同時に入れられるといふようなことがありまして、まことに今日の目で見てはおかしいのであります、しかしその時代においては、それは正しいとされておつたらしいと思ひますが、さうな考へ方が、今日になつてはつきり見極めて行きますと、一般國民の間にある所の道義心と違ふやうな制度といふ、萬世一系の系統を尊重するといふ見地から申しまして、もはやその考へは維持できないのではなからうか、かように考へるわけでありまして、そこで庶出子は正しい系統ではない、どういふやうに考へますと、さきに申し上げました皇族の結婚につきましては、皇室會議の議を

經るといふのが正しい血統を擁護するといふ趣旨からきてゐるといふし、すなはち、さういふ場合に現れて來ない筋からきて來る所の庶出子はおのづから特別な扱いを受けなければならぬやうになつて行くのであります、その時にどうするかといへば、皇族の婚姻の範圍にはこれを置かないといふ行き道しかないわけでありまして、外の民法上のいふやうなたとえば財産の關係とか何かは、これは民法に従つて一般國民と同じやうな道行きでよろうと思ひますが、しかし皇室の範圍に入れて、皇位繼承を組み合わせる尊嚴を認めて行きます立場におきましては、やはり一般人のもつてゐる道義心と、始終調和をさした制度を立てるより外に道はないと考へまして、今御質疑になりました事情もありませんけれども、結局主たる方面を尊重いたします結果として、従たる方面はやむを得ざる扱いになつて來るといふことになる、しかしそれが國民の間の一一般の民事上の扱いよりも悪い立場になるかといふと、さういふことは考へておりません、たゞ皇族といふ特殊なる範圍には入れないといふ趣旨であります(拍手)

○殿田委員 どうもこの點納得が行かないのであります、だいたいキリスト教の戒律によりまして、庶出の子供を絶對認めないといふ方針であります、従つてキリスト教國である所の歐米諸國の法律は、みなこの主義を採用してゐるやうに考へるのであります、が、それで敗戦日本の現在の政府が、連合國に媚を賣らなうために、歐米諸國のこの庶出子を認めないといふ改正を行つたものじやないかといふ風な疑いがあるが、(のう／＼)また政府がキリスト教の戒律を採用したとすれば、政府は今度國王の中に宗教的な雰圍氣を絕對に取れないことにした、特に皇室典範には三種の神器と大嘗祭の規定を今度削除したと言われておりますが、この主義と相反するものではなからうかといふことを一言お尋ねしたいと思ひます

○金森國務大臣 庶子の制度につきまして、典範の改正が行われましたのは、キリスト教とは全然關係ございせん、實はさういふ方面の對立すらも今日私としては初めて伺いましたやうな次第で、甚だ不思議に感ずるのでございまして、この結婚の正しさといふことに關しまする理解は、漸次進んで來ておりまして、一般國民を規律する民法の方面におきまして、相當はつきりした取扱ひも今後できて來るものと思つております、して見ますれば、もつとこの道義心の根源として、國民から仰がれる所の自然狀態にあり、皇室の制度につきましては、やはりさういふ行き途をとるよりほかに適當な方法はない、さう考へただけの次第であります

○殿田委員 私は最後に胎中天皇の問題について一つお尋ねしたいと思ふのであります、いつかの本會議で金森國務大臣は、胎中の皇子の皇位繼承權を認めないといふことが通説であると述べられました、しからばまず、第一番に通説といふものはどういふものか、二番目に、これが通説であるかどうかといふことをはかる尺度は一體全體何であるか、第三番目に胎中皇子の皇位繼承權を認めないといふのは、現行典範或は今度の提出されておる改正典範の解釋上さう言われるのか、或はまた日本の天皇制の本質に則つて理論上認めないことが正しいといふことであるか、或はもう一つ皇位繼承權を認めないといふことが好ましいといふ希望であるかどうか、この五つづ點について承りたいと思ひます

○金森國務大臣 いさ／＼の點からお尋ねになりましたが、法律學上の通説といふことを申しましたのは、これは面倒な言葉をなが／＼といふかわりに、簡便法で申しましたので、何が通説であるかを判定することは、相當に困難であります、それを通説と見るか見ないかにつきましては、その發言者のいはゞ得手勝手が入つてゐるかも知れませんが、唯私の考へておりますのは、これを通説であると信ずるだけの、つまり概括して、原則としての解釋の仕方であると考えております若干の根據をもつておる次第であります、この皇室典範につきましての日本のオーソドックスの方面の權威者と言われております穂積八束博士などは、さうの昔から、胎中皇子といふものは繼承權のないことを言われております、それが比較的根源の考へ方として傳へられております、さうして多くの學者はその流れを追つておつたのであります、が、たしか美濃部博士と思ひますが、美濃部博士は、昔の或る時期におきましては新進の學徒でありまして、既成の解釋に對しまして、常に新しき方面から批判をされておるので、その見地から、胎中皇子或は胎中天皇に對する相當詳細な研究を日本に發表してあります、その中には歴史的な事例を擧げられて、それだけを見ておきますと、如何にも尤もである、これ以上に正し

保護として十分考えられる途と思つて
いるのであります。しかし、さういふ個
人的な利益という面から考えさせぬ
で、公の制度、國の中樞たる現行の制
度で申しするならば一番よく分りま
するが、統治權の總攬者である、こ
ういふ立場で一日を缺くことを得ない
という意味と結び合せて考えてみま
すと、これは私益の問題ではござい
ませぬで、直ちに公の事務を擔任する
に適するや否やということ、萬世一系
の血統を傳へるということの二點を
眺め合せて考えなければならませぬ。
この萬世一系の血統を傳へるというこ
とから考えますと、今はお生れにな
らずといえども、胎中の皇子の方が血
統が濃いという場合には、胎中のお生
れになるのを待つ方がよいというこ
とも固より出て来るわけでありませ
ぬ。けれども現實のこの政治の面から申
しますと、國の中心、大黒柱が今日ほ
ぼやとしてゐるということでは國政
はうまく行かないということになりま
すれば、正當の血統のことは考えを捨
てて、現實な方にのみ繼承權を認む
というところが正當である、こういう
論に行きまして、これは從來いふこ
な考え方であつたに相違ありません。
が、國の中心を常に保つておきさ
せようといふ見地から、胎中皇子には繼承
權なしというところが力説せられて、皇
室典範もその考えに來てゐるらしいの
であります。この改正の法律もやはり
その趣旨を傳へたのであります。今度
逆に、そんな窮屈なことを言わな
い、胎中皇子に皇位繼承權ありとし
たらばどうかという一つの問題が起つ
て來るのであります。試みにその考

方に従ひまして、まだ皇子はお生れに
ならない、しかし多分この胎中の方が
皇位繼承者におなりになつてしまふべ
き順位である、こう考へておられます
場合にどうしたらいいかと申します
に、お生れにならないお方のために攝
政をおくといふよりほかに考えようは
ございませぬ、であります。適當
な順位の方を攝政に立てておいて、お
生れになるのを待つてゐるということ
にならうと存じます。それも一應の考
えであります。所がお生れになつたの
が男の方でありますれば、その系統を
逐うて割合にあつた手続は簡便であ
りますけれども、女の方であつたとい
うことになりましますと、すつかり問題
は逆戻りになりまして、過去に遡つて
女の方が天皇といふことはちよつと繼
承法ではいへませぬ、長い間胎中皇子
はなかつた、こういうことになつて遡
つてまた問題を考え直す、それが九箇
月といふことに遡りますとかなり政治
上に大きな影響をもたらします。先
ずこの點は從來通りの形をとる方が妥
當であるという結論に到達したのであ
ります。議論としてその反對論が成
立し得る餘地のある問題だと考へてお
ります(拍手)

○殿田委員 説という點について引用
されましたが、美濃部博士の説であ
りますが、今年一月に改訂された本にも
依然として胎中皇子の皇位繼承權を認
めることが正しい、現行皇室典範の解
釋もさうしなければならぬ、またさ
うすることが一番好ましいと言ふ、私
一昨日こゝの圖書館で調べた所によ
りますと、學者の説といふけれどもい
ろいろあつて、それが通説か殆ど分ら
ないようになつてゐる、先刻御指摘さ
れたやうに穂積八東博士と宮澤俊義博
士は、やはり否認の態度をとつておら
れる、また松尾重敏博士及び上杉愷吉
博士は、現行皇室典範の解釋上否認さ
れてゐるけれども、理論上は繼承權を
認めることが正しいという議論のよう
であります。また副島義一博士は、解
釋上はいいけれども、また理論的
にも非常な疑問だといふように言つて
おられますし、清水澄博士は何にも意
見を述べられずに、かういふ議論のあ
る問題を、この儘残して置くことは
いけない、だから一日も早く明文を作
つてこの點をはつきりさせなければい
けないといふように述べられてお
ります。こゝで私の御指摘申し上げたいの
は、金森國務大臣自身の書物でありま
す、曾て金森國務大臣は、昭和七年で
あつたかと思ひますが、みづから書
いておられる憲法の本に、胎中天皇の條
項において
天皇崩御ノ際母胎内ニ在ル皇子其ノ
他ノ皇族男子ハ既ニ生レタル者ト同
様ニ皇位繼承ノ順位ヲ有シ得ヘキヤ
議論ノアル所ナリ、皇室典範ハ何等
ノ規定ヲ設ケス、規定ナキハ即チ之
ヲ認メサルノ趣旨ナリトスルヲ通説
トス
こゝでやはり通説といつておられる、
しかし
蓋皇位ハ一日モ曠クスヘカラス未タ
生レサルノ人ヲ待ツヲ許サルモノ
アリト又皇位ノ繼承ハ皇子ニアラサ
レハ得ヘカラス而モ胎兒ノ男女ハ識
別スルコトヲ得ス、胎兒ニ繼承ノ道
ヲ認ムレハ皇位ヲ長ク不明ノ中ニ置
クヲ免レズ
といつて、一應この通説を肯定され
るがごとく書いてあります。(拍手)

かしながらこれからいふ問題であ
る
是等ノ點ハ此ノ説ノ利トスル所ナ
リ、然レトモ尙ホ一考スルニ、胎兒
ノ相續權ヲ認ムルハ私法ノ通念ニシ
テ必スシモ明文ヲ要スルモノニア
サルヘク、皇位ノ繼承ハ嚴ニ言ヘハ
固ヨリ相續ノ觀念ト異ルト雖モ此ノ
場合特ニ此ノ思想ヲ容レサルヘキ特
殊ノ理由ナシ、而シテ繼承ノ順位ハ
血統ノ本系ニ近キヲ欲ス、胎中ノ者
ノ順位ヲ排除スルハ即チ本系ヲ離ル
ルニ近ツクモノナリ、典範ノ趣旨果
シテ之ニ在ルガ疑ナキ能ハス
こゝいつておる、あなたは非常に疑
問とされておつて、最後に行きますと
而シテ歴史上ニモ胎中皇子ノ皇位繼
承ノ實例ナキニアラス典範ノ結果シテ
上記ノ通念ニ反シ此ノ實例ノ示ス所
ヲ廢止セントスルノ趣旨ニ出テタル
モノナリヤ一層疑ナキ能ハス、或ハ
積極説ヲ可トスルニアラサルカ
かように認める方に賛成しておられる
やうであります。が、國務大臣はいつ
か改論變更されたのであります。承
りたいと思ひます
○金森國務大臣 お説の所はよく傾聴
いたしました、實際この胎中天皇につ
きましての考へ方はかなりむづかしい
問題でありまして、私共の書物を書き
ます時に、相當結論をつけるに迷つ
ておつたといふことは今御引證にな
りました書物の示す所でありませぬ、し
かしそれは昭和七年頃でありましたが、
その頃の私の考への段階を示してお
るものであります、その後だん／＼世
の中の状態を理解して行くようになり
ますと、やはり國家の基本的な秩序は、

學問的な微細な判斷をする、微細とい
うか、微密といふか、こまかいことを
辯説してつくる、その道行きではうま
く行かないのであります、大きな筋
道を逐つて、疑いなき、はつきりした筋
道をとらなければ行くものではないと
いふふうの氣持が私を支配してしま
した、その後とも胎中皇子の問題
は、やはり古くからの穂積八東博士等
の考へがよいのではないかと考へてお
るわけでありませぬ、なおその後實際の
事情を申しますと、こゝういふ方面に
關しまする現實の問題を扱つておる人
等の意見を聴き、みづから反省をいた
しまして、今日におきましては確固不
動の道行きでなければ皇室の確實性
といふものは保てないといふ確信をもつ
て、その考へに従つて典範を解釋して
おるわけでございます
○殿田委員 かくのごとくこの問題に
關しては學者の間にもいろいろ紛糾し
てゐる、議論がその一致する所を知ら
ない、しかしながら事いしくも日本
國家の重大問題である、この際なんと
かはつきりきめておく必要があると思
うのです、疑いの起らないように、そ
れはまた子々孫々に至るまでこゝうい
ふことで疑問を起さないように、はつき
りした明文を設けておく必要がある、
私はこゝう信ずるのであります、國務
大臣どういふふうにお考えおられま
すか
○金森國務大臣 或るわからない問題
を、つまり疑義のある問題を明文をも
つてはつきりさせておくといふこと
は、一つの考へ方であると思つてお
ります、しかしこれは或はこの際申し
上げますことが行き過ぎになるかも

知れませんが、私どもの多年の経験から普通の結論としておりますことは、わからない問題は明文をもつて解決しない方がよいという一つの結論をもつております、と申しますのは、人間の考えは時とともに變化するものであり、常に眞理をその時の一番正しいという考えで判断をするものと思つております、今の胎中天皇の問題は、私どもの現在の考えはどうかといわれれば、わからないということに答へられませんが、だからかくあるという結論をつくつております、しかし社會意識というものは生き物でありますから、そこで、そういう所でお私の今の考えが間違つてゐるということであれば、後世の識者がこれを叩き潰してよいわけであり、生きた判断を——そこになお餘裕を多く残しておく方がよいものではなからうかと、かようにも考へておりました、少し一段高い立場から物を見た考へ方であり、

○殿田委員 以上で私の質疑を大體終りたいと思つておりますが、私が本日この席上で指摘した所も、いつかの本會議において同僚諸君が澤山の問題を指摘されておりますが、これらの問題もほとんど例外なしにこの典範案には民主主義の原理に反し、或は新しい憲法や司法上の原則とも矛盾している封建的な條項が澤山盛られておるということであり、少くとも民主主義の下に平和な新日本を再建し、無血革命によつて文化的な日本を建設しようとする所の趣旨とは、全然相容れない條項が澤山含まれてゐると私は考へます、勿論國家の象徴たる天皇については、多少の例外があつてもよい、すなわち憲法二十二條において、一般國民

はいづれの國籍を取得することもできる、そういう條項は天皇には當てはまらないと私は信じます、天皇が外國の國籍を取得されるようなことになれば重大問題になります、そういう條項を除いて人間天皇、自然人の天皇というふうな場合には、或はそれらの皇族について差別的な待遇はなるべくやめなければならぬと私は信じます、こういう點について政府がよく反省され、また同僚諸君もいろ／＼研究なされて、この皇室典範が民主主義の原理に反しないように改正されることを私は希望いたします、私の質疑を打ち切りたいと思ひます(拍手)

○樋貝委員長 本日午後續行するつもりでございましたが、本日の午後は金森國務大臣が樞密院で皇室經濟法の審議に出席されるのでありまして、そのために故障がありますので、本委員會に出席ができないということであり、すから、今日の會議はこの程度に止めることにいたします、明日の午前も同様な事情で出席できないという話でありますから、明日も休みまして、次會は明後十一日の午前十時から開會することいたしますから御諒承願いたいと思ひます、本日はこれにて散會いたします

午後十一時五十六分散會

昭和二十一年十二月二十八日印刷

昭和二十一年十二月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局